

## 寄居町犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、寄居町犯罪被害者等日常生活支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、寄居町犯罪被害者等支援条例施行規則（令和3年寄居町規則第2号。以下「規則」という。）第13条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象)

第2条 支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、町内に居住する者で、犯罪被害者等その他町長が必要と認めるものとする。

2 対象者が2人以上あるときは、世帯ごとに実施することとする。

(支援の制限)

第3条 町長は、対象者が規則第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、支援事業を実施しない。ただし、対象者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援事業を実施することが社会通念上適切であると町長が認めるときは、支援事業を実施する。

(実施方法)

第4条 支援事業は、町が社会福祉法人寄居町社会福祉協議会（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(支援時間等)

第5条 支援事業は、同一世帯への限度を30時間とし、実施時間は1時間を単位とする。

(支援の内容)

第6条 支援事業は、受託者が実施するよりいふれあいサービス事業実施要綱（平成7年4月1日から施行）第10条第1項各号に規定する内容とする。ただし、受託者において受託不能な支援事業についてはこの限りではない。

(支援申請)

第7条 支援事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等日常生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者が死亡し、その家族又は遺族が支援を受けようとする場合

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書

イ 申請者の住民票の写し

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は戸籍抄本

エ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し

- オ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- カ アからオまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (2) 傷害を負った犯罪被害者が支援を受けようとする場合
  - ア 傷害を受けた日、傷害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
  - イ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (3) 傷害を負った犯罪被害者の家族又は遺族が支援を受けようとする場合
  - ア 傷害を受けた日、傷害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
  - イ 申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は戸籍抄本
  - ウ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し
  - エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ アからオまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、遺族見舞金又は傷害見舞金の支給申請において、同一の書類を提出している場合は、これを省略することができる。

(申請の期限)

第8条 規則第8条の規定は、前条に規定する申請について準用する。

(利用決定等)

第9条 町長は、第7条に規定する申請書を受理したときは、速やかに申請者の生活状況の把握を行うとともに、受託者と支援事業の実施について調整を行う。

- 2 町長は、前項による調整及び申請内容の審査等により総合的に利用の可否を決定し、犯罪被害者等日常生活支援事業利用決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、支援事業の利用を決定したときは、速やかにその旨を犯罪被害者等日常生活支援事業委託通知書(様式第3号)により受託者に通知するものとする。

(変更)

第10条 利用を決定した申請者(以下「利用者」という。)は、利用決定した申請内容に変更があるときは、速やかに犯罪被害者等日常生活支援事

業利用（変更）申請書（様式第1号）により町長に届け出なければならない。

（支援事業の中止等）

第11条 町長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、支援事業の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援事業が実施されていたときは、期限を定めその事業実施に係る費用の返還を求めるものとする。

(1) 利用者が町外に転出したとき。

(2) 規則第11条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 町長は、前項の規定により事業実施の決定を取り消したときは、犯罪被害者等日常生活支援事業決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（費用負担）

第12条 支援事業に係る費用は、町が負担する。

2 前項に定める額の上限は、第5条に規定する時間の利用に相当する額とする。

（受託者の留意事項）

第13条 受託者は、被害者等の置かれている現状及び支援の必要性について理解を深め、支援事業を実施するに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮すること。

2 受託者は、支援事業の実施において知り得た秘密を適正に取り扱い、個人情報保護を徹底すること。

3 受託者は、町との連携を図り、支援事業の円滑な運営に努めること。

（実施結果の報告）

第14条 受託者は、必要な都度又は支援事業が終了したときは、犯罪被害者等日常生活支援事業実施報告書兼請求書（様式第5号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内又は事業を実施した年度の最終日のいずれか早い日までに事業の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 町は、第1項の通知を受理した日から30日以内に、受託者に支援事業実施に係る費用を支払わなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

犯罪被害者等日常生活支援事業利用（変更）申請書

年 月 日

（宛先）

寄居町長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先  
犯罪被害者との続柄

寄居町犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり支援事業の利用を申請します。

犯 罪 行 為 の 発 生 し た 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯 罪 行 為 の 発 生 し た 場 所		
犯 罪 被 害 者	ふりがな 氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
	死亡年月日	年 月 日
犯 罪 被 害 の 発 生 状 況		
負 傷 又 は 疾 病 の 状 態		
取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 ( 年 月 日 第 号)	





様式第2号（第9条関係）

犯罪被害者等日常生活支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

寄居町長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等日常生活支援事業について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 利用可とします。

2 利用不可とします。

理由等

様式第3号（第9条項関係）

犯罪被害者等日常生活支援事業委託通知書

年 月 日

様

寄居町長



年 月 日付けで（申請者）から申請のあった犯罪被害者等日常生活支援事業については、利用可と決定し、事業を実施することとなりましたので、通知します。

様式第4号（第11条関係）

犯罪被害者等日常生活支援事業決定取消通知書

年 月 日

様

寄居町長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等日常生活支援事業の実施について、下記の理由により、その決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由

様式第5号（第14条関係）

犯罪被害者等日常生活支援事業実施報告書兼請求書

年 月 日

（宛先）

寄居町長

印

犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額及び振込先

請求金額		円
見舞金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

2 利用実績

支援事業の内容	利用月日	利用時間 (時間)	利用料相当額 (円)

3 利用に関する事項

- 利用継続
- 利用終了